

評議員会員の選出に関する内規

第1条 一般社団法人日本総合病院精神医学会(以下「本会」という)の評議員会員の選出に関し、「評議員会員及び役員選出等規則」(以下「規則」という)に定められた以外の事項については、本内規に従うものとする。

第2条 評議員会員選出委員会の事務は、本会事務局において行う。

第3条 理事長は規則第8条に基づき、理事会の議を経て審査結果を申請者に通知するとともに、本会の定める方法により公告するほか、本会総会・本会機関誌およびホームページ等において公示する。

第4条 評議員会員選出委員会は、規則第11条に定める資格により応募のあった候補者の中から、次の各号に該当する者を審査し候補者を理事長に報告する。

一 規則第11条第1項に該当する会員であって、本会の活動に関するポイントを申請までの4年間に合計15点以上を取得した会員。

二 規則第11条第2項に該当する会員であって、本会の活動に関するポイントを申請までの4年間に合計15点以上を取得した会員。

三 規則第11条第1項に該当する会員であって、本会の活動に関するポイントを申請までの4年間に合計15点に満たない会員。

四 規則第11条第2項に該当する会員であって、本会の活動に関するポイントを申請までの4年間に合計15点に満たない会員。

五 本会学術集会の歴代会長。

第5条 本会の活動に関するポイントは次の各号の規定に従うものとする。

一 学術集会への参加 3点

二 本会機関誌への論文掲載

イ 筆頭著者 12点

ロ 共著者 3点

三 委員会委員

イ 委員長 7点(年間)

ロ 副委員長 5点(年間)

ハ 委員 3点(年間:但し出席した年度に限りポイントとする)

四 評議員総会(社員総会)

イ 出席 3点

ロ 委任状 1点

五 地方会(地方会(等)組織を含む)への参加 2点

(年間:但し複数回参加の場合も上限は2点とする)

第6条 評議員の数が定款第 17 条に定める員数に満たない場合にあつて、これを補充する旨の理事会の決議があつた場合にあつては、理事長は規則第 3 条の公示を行うものとする。

第7条 本内規の改正は評議員会員選出委員会での審議を経て理事会にて承認を得る。

附則(平成 23 年 2 月 6 日施行)

(施行期日)

第1条 平成 23 年 2 月 6 日改正, 即日施行